

佐市環保第783号
令和6年2月9日

佐賀県知事
山口 祥義 様

佐賀市長 坂井 英隆



「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」に基づく事前協議
について (回答)

令和6年1月29日付け企第852号の協議については、異議ありません。ただし、本工事の実施に当たっては、下記の事項を遵守されたい。

記

- 1 本協議書に定める工事に関する留意事項を遵守すること。
- 2 本工事の実施に当たっては、佐賀県有明海漁業協同組合及び佐賀県農業協同組合と協議のうえ、水産物及び農畜産物に影響を与えないよう十分に配慮すること。
- 3 本工事に関して、地元住民等から相談・苦情があった場合は、誠実に対応すること。
- 4 本工事に起因する公害が確認された場合は、速やかに関係機関に連絡し、対策を協議すること。
- 5 本工事を行う者の責めにより被害を与えたときは、直ちに、所要の復旧対策及び関係法令に基づく損害賠償を行うこと。

「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」に基づく 事前協議（佐賀駐屯地（仮称）に係る工事）の説明書

1 公害防止協定書

平成2年3月30日に佐賀県と当時の川副町とで締結。空港の建設工事及び供用に伴う公害防止対策、地域環境保全への配慮、事故発生時の措置等について基本的な対応方針を定めている。

2 事前協議

公害防止協定書では、空港施設の増設や空港運営の変更等をするときは、佐賀県は、あらかじめ佐賀市と協議をすることになっている。

◆公害防止協定書第3条

（空港施設の増設等に関する事前協議）

第3条 甲（佐賀県）は、この協定の締結後空港施設の増設及び空港運営の変更等（軽微な工事を除く。）をしようとするときは、あらかじめ乙（佐賀市）と協議するものとする。

3 事前協議の内容

(1) 協議事項

誘導路整備及び空港水路の改修工事

(2) 対象範囲

図1の  部分

(3) 確認事項

空港敷地内における誘導路整備及び空港水路の改修工事について、公害防止協定書で定められた公害防止対策が適切に措置されているか確認する。



4 確認事項

(1) 排水対策

① 県（防衛省）の説明概要

- 工事に発生した汚濁水や雨水は、仮設調整池及び濁水処理施設を經由し、佐賀空港の場周水路に排水する。
- 水質の測定は、流入箇所と放流箇所の2箇所で行い、公害防止協定で定めた数値を満足することを確認した後に、放流する。
- 本工事に起因する水質の変化が確認された場合は、速やかに佐賀市及び佐賀県有明海漁業協同組合等の関係機関へ連絡し、対策を協議する。

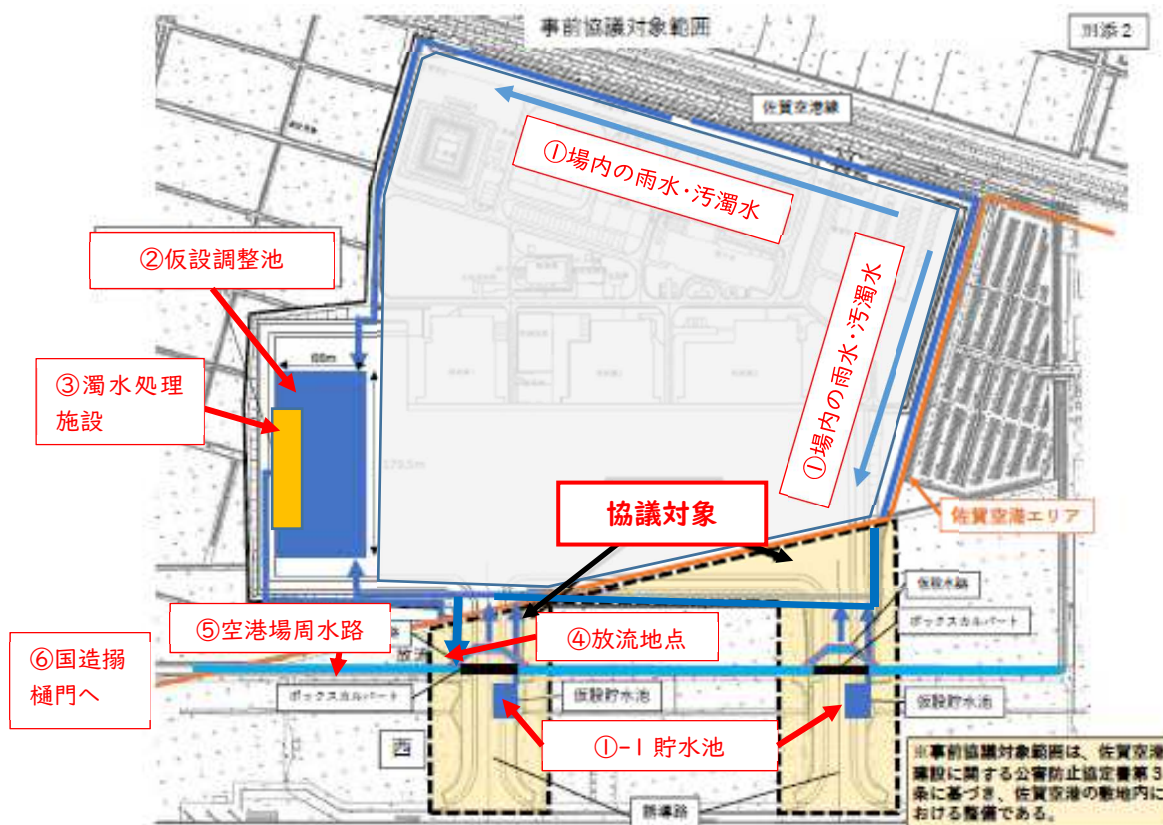
②市の見解

工事で発生した汚濁水や雨水は、仮設調整池及び濁水処理施設でろ過及び濁水処理を行い、その後、公害防止協定で定めた水質基準以下であることを確認した水のみを外部へ放流することとなっている。また、異常発生時の体制も整えられているため、問題ないとする。

[参考1]水質の基準

測定項目	公害防止協定の基準	[参考]法律上の基準
pH(水素イオン濃度)	6.4以上8.3以下	5.8以上8.6以下
SS(浮遊物質)	100 mg/L以下	100 mg/L以下
COD(化学的酸素要求量)	10 mg/L以下	基準なし
油分	検出されないこと	5 mg/L以下

[参考2]排水ルート



(2) 騒音・振動対策

①県（防衛省）の説明概要

- 工事現場での騒音・振動を低減させるため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用する。建設機械等のアイドリングストップを行い、不要な空ふかしは行わない。
- 工事用車両は、通行ルート上の分散と搬入時間の調整に努める。
- 工事現場及び運搬経路上で騒音・振動のモニタリング調査を実施する。

②市の見解

低騒音型・低振動型の建設機械の使用や工事用車両の通行ルートの分散化など、騒音・振動の低減に配慮した対策が取られており、併せて、騒音・振動のモニタリング調査も実施されるため、問題ないと考える。

(3) 土壌汚染対策

①県（防衛省）の説明概要

工事中、万一土壌中から汚染物質等が発見された場合は、工事を中断し、佐賀市等の関係機関と協議のうえ、法に基づき適切に対応する。

②市の見解

防衛省の土壌汚染状況調査結果報告書によると、土壌汚染の恐れは確認されていない。また万一、汚染物質が発見された場合は、土壌汚染対策法に基づく対応を行うとのことであり、問題ないと考える。

(4) 粉じん対策

①県（防衛省）の説明概要

土埃の飛散防止のため、工事区域の外周に仮囲いを設置し、適宜散水を行う。また、運搬車両のタイヤの洗浄や道路の清掃を行う。

②市の見解

建設工事現場及び土砂・建設資材運搬中の粉じん対策によって、粉じんによる環境への影響は低減できており、適切な対策は取られていることから、問題ないと考えられる。



←散水のイメージ



タイヤ洗浄イメージ→

(5) 農業への影響に係る対策

①県（防衛省）の説明概要

- 排水：工事中に発生した汚濁水や雨水は、仮設調整池及び濁水処理施設でろ過及び濁水処理を行った後、公害防止協定の基準値を満たす水のみを空港の場周水路に排水する。
- 照明：夜間工事を行う際には、工事区域外に照明を照射しない。その上で、照明車両の高さを下げたり、照明の向きを調整したりする等の対策をとる。
- 騒音：工事においては、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するとともに、稼働していない重機及び車両は、アイドリングストップを行い、不要な空ふかしは行わない。

②市の見解

- 排水：工事で発生した汚濁水や雨水は、公害防止協定の基準値を満たすよう濁水処理後、空港場周水路に排水することとなっており、また、農業用水として取水もしないため問題ないと考える。
- 照明：夜間工事の照明は、工事区域以外（農作物等）に照射を行わないこと、かつ照明の高さを下げたり、向きを調整したりする等の必要な対策をとることから、問題ないと考える。
- 騒音：騒音による家畜への影響については、工事現場から畜舎までは距離があり、問題ないと考える。

(6) 苦情の相談体制

①県（防衛省）の説明概要

工事の実施主体である防衛省の問合せ先は既に公表されており、また、九州防衛局のホームページにおいても、本工事の専用サイトが設置され、スマートフォンからでも簡単に工事に対する意見が送付できるようになっている。

②市の見解

工事に関する苦情や相談について、九州防衛局の連絡先が準備され、必要な苦情・相談体制が整えられているため、問題ないと考える。

5 結論

空港敷地内における誘導路整備及び空港水路の改修工事について、公害防止協定書に基づき、確認・検討した結果、適切な公害防止対策が措置されていると考えられるため、本工事の実施に当たっては、協議書に定める「工事に関する留意事項」等を遵守することを伝え、うえて「異議なし」と回答する。